

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3325号)

令和8年2月19日

横情審答申第3325号

令和8年2月19日

横浜市会議長 渋谷 健 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について (答申)

令和6年12月4日議秘第498号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市会議員（特定議員A氏、特定議員B氏、特定議員C氏の3名）が特定年月日から特定月日にかけておこなった特定視察に関する書類・資料のすべて（手引き17ページ エの（イ）にあるもの）」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「市会議員（特定議員A氏、特定議員B氏、特定議員C氏の3名）が特定年月日から特定月日にかけておこなった特定視察に関する書類・資料のすべて（手引き17ページ エの（イ）にあるもの）」を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が令和6年10月30日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

政務活動費に係る事務について、横浜市会では「政務活動費の手引き」（以下「手引き」という。）を定めている。手引き17頁のエ（イ）において、政務活動費の支出に当たっての留意事項の一つとして、「視察等を行った場合は、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておく必要があります。」と明記しているが、これは、会派や議員が視察に関する記録を保管すべきことを記載したもので、横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「政務活動費条例」という。）第6条第1項に定める実施機関に提出しなければならない書類には当たらない。したがって、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等（以下「視察報告書等」という。）については、会派及び議員において整えておく必要のある文書であり、実施機関へ提出されていないことから、本件審査請求文書は作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意

見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 議員が公費を使って行った視察について作成した報告書や記録は公文書であり、公開しなければならない。
- (3) 手引きによると「視察した際は記録などを作成する」となっており、議員が記録を作成し保有していることは明らかである。
- (4) 公費を使って視察を行った場合は、報告書を議会に提出する義務があり、それを規定していない手引きの運用そのものに誤りがある。
- (5) 税金を使い視察旅行が行われても、作成されているはずの報告書が公文書として存在しないというのは極めて異例な状況である。
- (6) 手引きでは、視察についての記録などを作成し資料を整え保管することになっているが、議員が保管するだけで実施機関への提出が規定されていない。このような規定となっていたとしても、情報公開請求が行われた場合には、議員が保管している文書を実施機関が提出させ情報公開すべきである。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第550号（以下「答申第550号」という。）には、市と請負業者との関係に関するものであるが、市が保有していなくても文書の存在が予定される場合には、市が業者に提出させ情報公開に付すべきとの指針が示されている。
- (7) 議員が視察旅行に出かけることに対して実施機関が報告を求めないというのは、実施機関の職責を放棄しているに等しいとも思われる。

5 審査会の判断

(1) 政務活動費に係る事務について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」と定めており、横浜市では、政務活動費条例に基づき、政務活動費を交付している。

政務活動費条例第6条第1項の規定により、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出を証する書類の写しを当該収支報告書に添付し、これを実施機関に提出する必要がある。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定視察に係る視察報告書等である。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 政務活動費条例第6条第1項における「当該支出の事実を証する書類の写し」とは、領収書に記載される内容（支払金額、支払日、支出内容等）を証することができる書類であり、視察報告書等はこれに該当しない。また、収支報告書及び当該支出に係る領収書にも該当しないことから、視察報告書等は同項で規定する実施機関に提出しなければならない書類には該当しない。

(イ) 手引きにおいて、視察報告書等は会派及び議員が整えておく文書とされており、実施機関への提出は求めている。

(ウ) 以上のことから、本件審査請求文書は会派又は議員から実施機関へ提出されていないため、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件審査請求文書は、会派又は議員に対し実施機関へ提出を求めている文書ではない以上、文書を取得しておらず保有していないという実施機関の主張は不自然ではなく、他に行政文書の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人は、上記4(6)のとおり主張するが、答申第550号は、民間の受託業者等が保有している文書であっても、実質的に見て当該実施機関が保有しているとみなし得る特段の事情があると認められるときは、実施機関が保有する行政文書として開示請求の対象になる場合があるとしたものであり、本件においては実施機関が保有しているとみなし得る特段の事情があるとは認められないため、この主張は認められない。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 12 月 4 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 1 月 28 日	・ 審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 6 月 9 日	・ 審査請求人から主張書面（追加）を受理
令 和 7 年 12 月 18 日 （第322回第三部会）	・ 審議
令 和 8 年 1 月 15 日 （第323回第三部会）	・ 審議